

成果重視事業に係る政策評価の  
審 査 結 果

平成 21 年 12 月

総務省行政評価局

# 目 次

1	成果重視事業について	1
2	成果重視事業に係る政策評価	
	(1) 各府省の取組状況	2
	(2) 政策評価の実施状況及び点検項目に沿った審査の結果	
	① 点検項目：目標の内容が明らかにされているかどうか。	4
	② 点検項目：目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。	5
	③ 点検項目：手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。	6
	④ 点検項目：目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。	7
	⑤ 点検項目：予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。	8
	⑥ 点検項目：目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか。	10
	(3) 今後の課題	11
	<資料>	
	資料1 成果重視事業に関する閣議決定	12
	資料2 平成20年度予算における「成果重視事業」一覧	15
	資料3 成果重視事業に係る政策評価の審査結果一覧表	21
	資料4 政策評価審査表（成果重視事業評価関係）	28

## 1 成果重視事業について

成果重視事業は、成果目標(Plan)- 予算の効率的執行(Do)- 厳格な評価(Check) - 予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、「モデル事業」(注1)を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして平成18年度予算から創設されたものである(資料1参照)。

成果重視事業については、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したものとして、

事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム(国民生活にとっての成果)に着目した目標を設定する

各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図るなどとされている。

(注1) モデル事業については、

定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること

何をもち「達成」とするか、評価方法が提示されていること

目標期間は1～3年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること

の三つの要件に合致した政策目標を設定する

政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する

複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされている。また、モデル事業の事後評価については、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされている(資料1参照)。

## 2 成果重視事業に係る政策評価

### (1) 各府省の取組状況

#### ア 平成 20 年度予算における成果重視事業に係る政策評価

平成 20 年度予算における成果重視事業については、14 府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）が 50 件（資料 2 参照）を実施している。これら 50 件の成果重視事業のうち、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）による政策評価（以下「政策評価」という。）の対象とされていない実施庁（注 2）における 4 件（国税庁 2 件、社会保険庁 1 件、特許庁 1 件）を除く、14 府省の 46 件について、政策評価の取組状況をみると、次のとおりとなっている。

#### (ア) 政策評価を行っているもの（12 府省 39 件）

政策評価を行っているもの（事業の実施に伴う効果が発現しておらず、政策評価の結果を導くまでに至っていないものを含む。）が、12 府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の 39 件

のうち、成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないものが、1 府省（内閣府）の 1 件

#### (イ) 当省の審査時点において政策評価を行っていないもの（3 府省 7 件）

平成 21 年度中に政策評価を実施する予定であるもの

当省の審査時点において政策評価を行っていないものの、平成 21 年度末までに政策評価を行うことが当該府省の政策評価に関する実施計画の中で規定されているものが、2 府省（総務省及び防衛省）の 2 件

平成 22 年度以降に政策評価を実施する予定であるもの

未実施の理由等が明らかにされているもの

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、平成 20 年度においては、事業の実施に伴う効果が発現していないため、21 年度には政策評価を行わないものの、成果重視事業に関連する政策についての政策評価又は当該府省の政策評価に関する実施計画の中で、成果重視事業に係る政策評価を行っていない理由（事業の実施に伴う効果が発現していない状況）や政策評価の実施予定時期が示されているものが、2 府省（財務省及び防衛省）の 4 件（注 3）

未実施の理由等が明らかにされていないもの

当省の審査時点において政策評価を行っておらず、その理由や今後の実施予定についても公表されていないものが、1 府省（総務省）の 1 件（注 4）

- (注2) 評価法において、「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」とされている(評価法第2条第2項)。政策の企画と執行の分離の観点から、実施庁が行う事業は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定に基づき、府省の長は、「実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。このため、実施庁が行う事業は、政策評価の対象とされていない。
- (注3) これら2府省の4件は、複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、事業の継続中の年度である平成20年度においては、定量的な達成目標に係るアウトカムが生じず、当該成果重視事業の実施に伴う効果が把握できないため、システム完成後等効果が把握できる時点で政策評価を行うとしている。
- (注4) 総務省では、当該事業に係る効果の発現状況を踏まえ、平成22年度に事業終了後の事後評価を行う予定であるとしている。

## イ 平成20年度予算における成果重視事業以外の事業に係る政策評価

平成19年度予算における成果重視事業のうち、事業終了後における当該事業に係る効果の発現状況を踏まえて事後評価を行っているものが、3府省(農林水産省、国土交通省及び防衛省)で3件みられる。

平成19年度予算における成果重視事業とされていたが、事業実施期間の変更(注5)に伴い、20年度に事前評価を実施して改めて21年度予算における成果重視事業とされた事業に関して事後評価を行っているものが、1府省(金融庁)で1件みられる。

- (注5) 当初計画では、平成19年度及び20年度に次期システムの設計・開発を実施することとされていたが、19年度に行った設計・開発事業者の調達が不調となったことから、事業実施期間を変更して、21年度から23年度までの3年間で同システムの設計・開発を実施することとしたもの

## (2) 政策評価の実施状況及び点検項目に沿った審査の結果

総務省は、政策評価の質の向上を通じてその実効性を確保するため、各府省が実施した政策評価について、目標が明確であるかなど政策評価として備えるべき水準の達成状況を審査している。

この審査活動の一環として、モデル事業及び成果重視事業に係る政策評価の定着と今後の質の向上に資する観点から、平成17年度及び18年度において、それぞれ16年度予算及び17年度予算におけるモデル事業に係る政策評価を審査し、19年度及び20年度において、それぞれ18年度予算及び19年度予算における成果重視事業に係る政策評価を審査し、基本的・共通的な課題を提起したところである。(注6)

平成21年度においては、20年度予算における成果重視事業に係る政策評価が行われた12府省(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)の39件(2(1)ア(ア))と、20年度予算における成果重視事業以外の事業について政策評価が行われた4府省(金融庁、農林水産省、国土交通省及び防衛省)の4件(2(1)イ)を対象として審査を行った。

(注6) 平成17年度は7府省の7件、18年度は12府省の29件、19年度は13府省の54件、20年度は14府省の56件について審査した。

これら13府省(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)が実施した成果重視事業に係る政策評価43件について、以下からまでの具体的な点検項目に沿って個別に審査を行った結果、全体として、年々、改善の傾向がみられるものの、一部の点検項目については、なお一層の改善が必要な状況がみられる(資料3及び資料4参照)。

点検項目：目標の内容が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業については、モデル事業に引き続き、定量的な達成目標を設定し、目標の達成状況等について評価を行うこととされており、目標の内容をあらかじめ明らかにしておくことが重要である。

(点検結果)

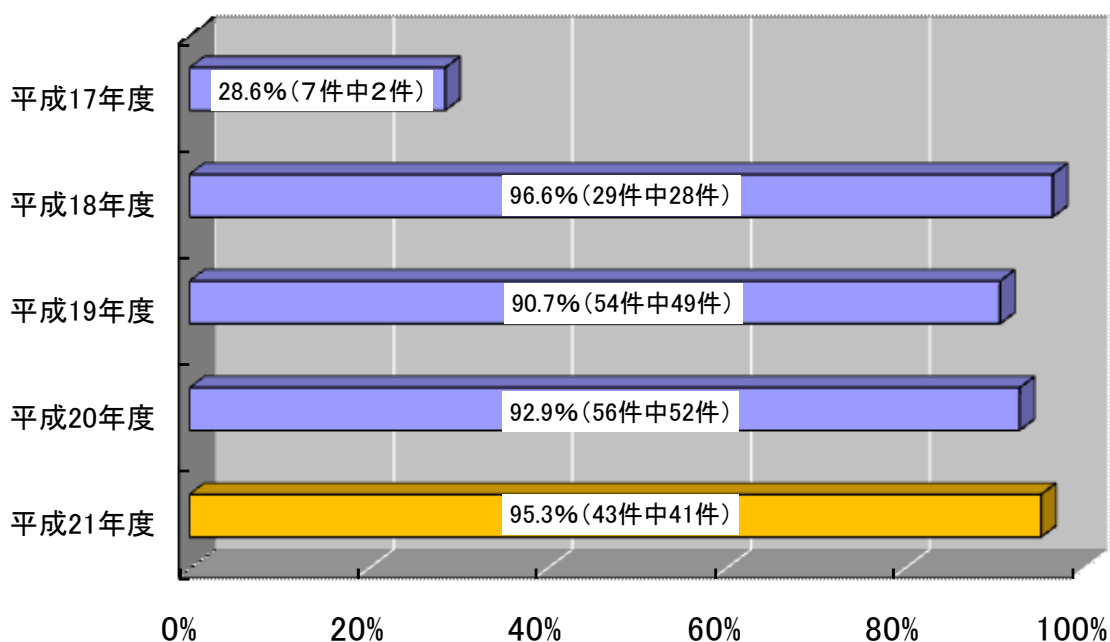
平成20年度予算における成果重視事業については、各々の成果重視事業の定量的な目標が20年度予算編成過程においてあらかじめ設定されている(資料2参照)。当該目標について、その内容が13府省の43件の政策評価において明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

- a 13府省の41件(95.3%)においては、設定されている目標のすべての内容が明らかにされている。
- b 2府省(法務省及び外務省)の2件(4.7%)においては、一部の目標の内容が明らかにされていない。

(これまでの点検結果との比較)

本点検項目の点検結果について、平成17年度からの点検結果と比較してみると、設定されている目標の内容が明らかにされている政策評価の割合は、図表1のとおり、17年度の28.6%(7件中2件)、18年度の96.6%(29件中28件)から、19年度は90.7%(54件中49件)であったが、20年度は92.9%(56件中52件)、21年度は95.3%(43件中41件)と改善されている。

図表1 目標の内容が明らかにされている政策評価の割合



(注) 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

点検項目：目標設定の考え方が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業に係る評価においては、定量的な達成目標を明示するとともに、目標の達成状況等について評価を行い、国民への説明責任を果たすこととされている。

成果重視事業に係る政策評価の客観性を確保するためにも、目標設定の考え方についても明らかにしておくことが重要である。

(点検結果)

13府省の43件の政策評価において、目標設定の考え方が明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

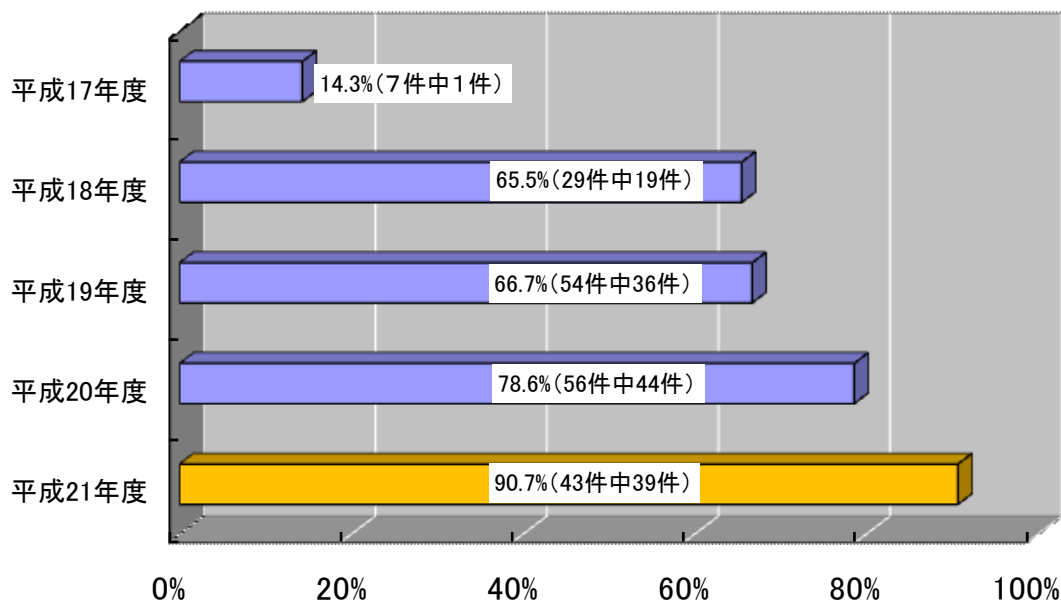
- a 12府省(内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)の39件(90.7%)においては、内容が明らかにされている目標のすべてについて、目標設定の考え方が明らかにされている。
- b 2府省(外務省及び防衛省)の2件(4.7%)においては、内容が明らかにされている目標のうち一部について、目標設定の考え方が明らかにされている。
- c 1府省(経済産業省)の2件(4.7%)においては、目標設定の考え方が明らかにされていない。

(これまでの点検結果との比較)

本点検項目の点検結果について、平成17年度からの点検結果と比較してみ

ると、目標設定の考え方が明らかにされている政策評価の割合は、図表2のとおり、17年度の14.3%（7件中1件）、18年度の65.5%（29件中19件）、19年度の66.7%（54件中36件）、20年度の78.6%（56件中44件）から21年度の90.7%（43件中39件）へと改善されている。

図表2 目標設定の考え方が明らかにされている政策評価の割合



（注） 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

点検項目：手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか。

（考え方）

成果重視事業に係る評価においては、あらかじめ設定した目標の達成状況について評価を行うことが基本となっている。

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするためにも、どのような手段を講ずることにより目標を達成しようとするのか、目標を達成するための手段と目標の因果関係を明らかにしておくことが重要である。

（点検結果）

13府省の43件の政策評価において、手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

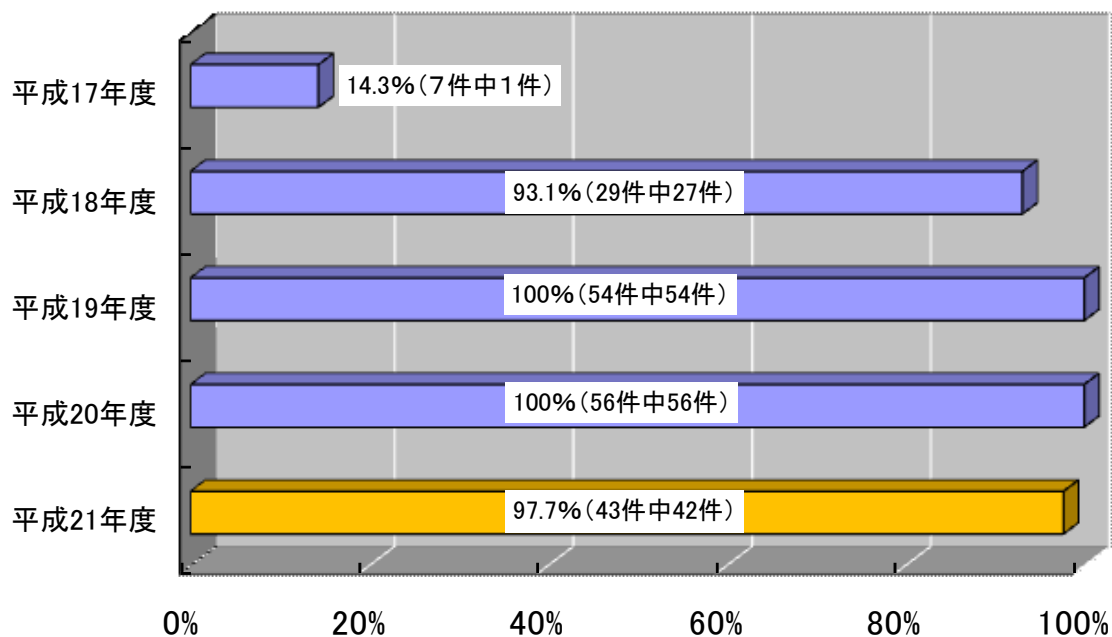
- a 12府省（内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の42件（97.7%）において、手段と目標の因果関係が明らかにされている。
- b 1府省（防衛省）の1件（2.3%）においては、手段と目標の因果関係が明らかにされていない。



(これまでの点検結果との比較)

本点検項目の点検結果について、平成17年度からの点検結果と比較してみると、手段と目標の因果関係が明らかにされている政策評価の割合は、図表3のとおり、17年度の14.3%(7件中1件)、18年度の93.1%(29件中27件)から、19年度の100%(54件中54件)、20年度の100%(56件中56件)へと改善されたものの、21年度は97.7%(43件中42件)と低下している。

図表3 手段と目標の因果関係が明らかにされている政策評価の割合



(注) 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

点検項目：目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか。

(考え方)

成果重視事業においては、定量的な目標を設定するとともに、何をもって「達成」とするか、評価方法を提示することとされている。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであり、その水準をどのように評価するかについての判定方法・基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

(点検結果)

13府省の43件の政策評価において、目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

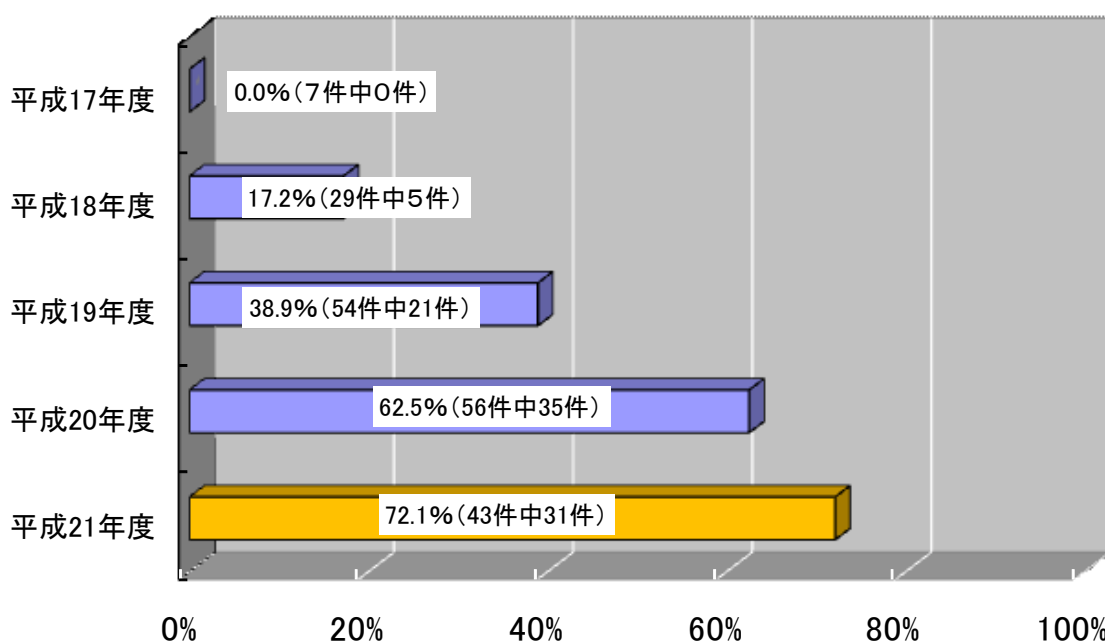
- a 8府省(警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)の31件(72.1%)においては、個々の事業の特性に応じた判定方法・基準が事業ごとに定められている。

b 6府省（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、環境省及び防衛省）の12件（27.9%）においては、どのような場合に目標を達成したとするかの判定方法・基準については、明らかにされていない。

（これまでの点検結果との比較）

本点検項目の点検結果について、平成17年度からの点検結果と比較してみると、目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされている政策評価の割合は、図表4のとおり、17年度の0.0%（7件中0件）、18年度の17.2%（29件中5件）、19年度の38.9%（54件中21件）、20年度の62.5%（56件中35件）から21年度の72.1%（43件中31件）へと改善されている。

図表4 目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされている政策評価の割合



（注） 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

点検項目：予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか。

（考え方）

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされている。また、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映するとされており、平成20年度予算編成過程において、予算執行の効率化・弾力化措置として、「国庫債務負担行為」、「繰越明許費」、「目の大括り化」及び「目間流用の弾力化」のうち、いずれに取り組みかが、あらかじめ設定されている（資料2参照）。

このようなことから、その事後評価においては、予算執行の効率化・弾

力化によって得られた効果を明らかにすることが重要である。

(点検結果)

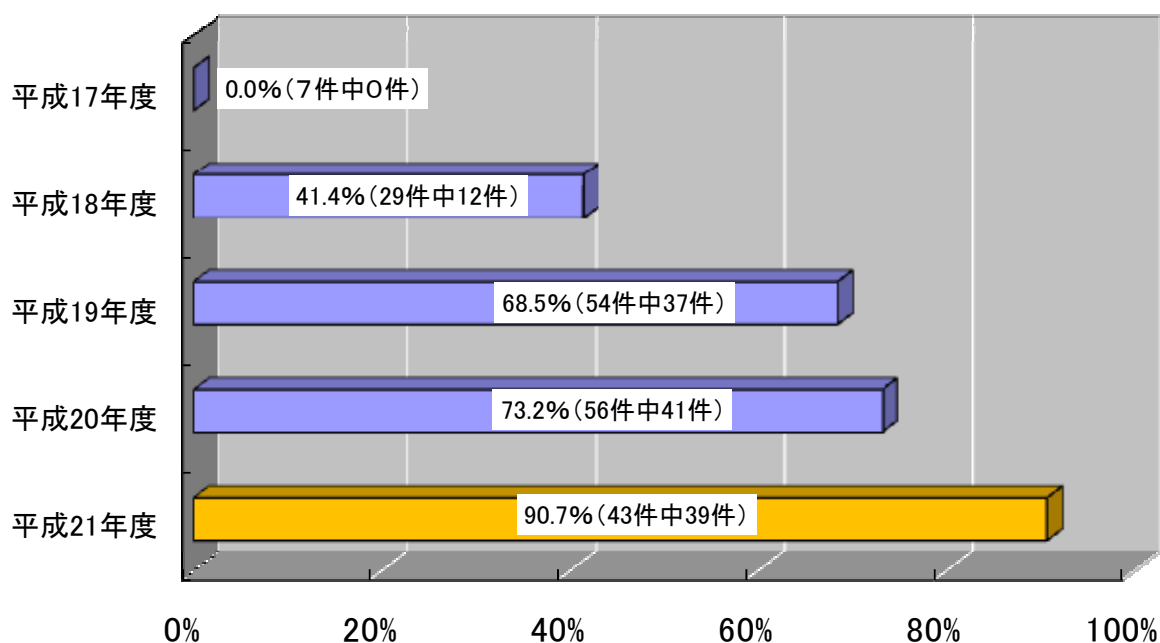
13 府省の 43 件の政策評価において、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうかについてみると、次のとおりとなっている。

- a 11 府省(警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)の 39 件(90.7%)においては、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について明らかにされている(効率化・弾力化による効果は発現していない旨が明示されているものを含む。)
- b 4 府省(内閣府、公正取引委員会、総務省及び厚生労働省)の 4 件(9.3%)においては、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果について明らかにされていない。

(これまでの点検結果との比較)

本点検項目の点検結果について、平成 17 年度からの点検結果と比較してみると、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされている政策評価の割合は、図表 5 のとおり、17 年度の 0.0%(7 件中 0 件)、18 年度の 41.4%(29 件中 12 件)、19 年度の 68.5%(54 件中 37 件)、20 年度の 73.2%(56 件中 41 件)から 21 年度の 90.7%(43 件中 39 件)へと改善されている。

図表 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされている政策評価の割合



(注) 各府省の評価書に基づき、当省が作成した。

点検項目：目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか。

（考え方）

成果重視事業に係る評価においては、あらかじめ設定した目標の達成状況について評価することが基本となっている。

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするためにも、目標の達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、当該事業について、今後どのように取り扱うかについて改善方策を策定し、明らかにすることが重要である。

（点検結果）

13 府省の 43 件の政策評価のうち、7 府省（内閣府、警察庁、法務省、農林水産省、経済産業省、環境省及び防衛省）の 10 件の政策評価において、目標又は指標の全部又は一部が達成されていなかったとの結果が明らかにされている。これに関し、

- a 5 府省（法務省、農林水産省、経済産業省、環境省及び防衛省）の 8 件（80.0%）においては、目標達成が芳しくない原因やその改善方策が明らかにされている。
- b 2 府省（内閣府及び警察庁）の 2 件（20.0%）においては、目標達成が芳しくない原因及びその改善方策が明らかにされていない。

（これまでの点検結果との比較）

本点検項目の点検結果について、平成 17 年度からの点検結果と比較してみると、目標又は指標の全部又は一部が達成されていなかったとの結果が明らかにされており、かつ、目標達成が芳しくない原因やその改善方策が明らかにされている政策評価の割合は、17 年度は 100%（2 件中 2 件）、18 年度は 0.0%（2 件中 0 件）、19 年度は 75.0%（8 件中 6 件）、20 年度は 91.7%（12 件中 11 件）であったが、21 年度は 80.0%（10 件中 8 件）となっている。

### (3) 今後の課題

成果重視事業に係る政策評価については、全体として一定の改善がみられるものの、今後とも成果重視事業としての実効性を向上させるためにも、引き続き厳格な評価の実施とその質の向上を図ることが重要である。

そのための今後の課題としては、以下の点が挙げられる。

#### 成果重視事業に係る政策評価の明確な区分の実施

成果重視事業は、予算制度改革の一環として、厳格な事後評価が求められていることから、成果重視事業としての実効性の向上を図るためにも、成果重視事業として求められる政策評価の内容が明確となるよう、成果重視事業に係る政策評価を他の政策に係る政策評価から明確に区分させる必要がある。

これまでの審査における当省の指摘を踏まえ、各府省において改善が図られてきたところであるが、依然として成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないものについては、成果重視事業に係る政策評価を明確に区分して行う必要がある。(内閣府)

#### 事業終了後における事後評価の確実な実施

2(1)ア(イ) における成果重視事業については、目標の達成状況等について評価を行い、国民への説明責任を果たす観点から、平成21年度に政策評価を行わない理由を明らかにするとともに、事業終了後における事後評価を確実に実施する必要がある。(総務省)

#### 政策評価として備えるべき事項の明確化(各点検項目に係るもの)

以下のとおり、「目標の達成度合いの判定方法・基準」を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにする必要がある。

目標の内容を評価書において明らかにすること。(法務省及び外務省)

目標設定の考え方を評価書において明らかにすること。(外務省、経済産業省及び防衛省)

手段と目標の因果関係を評価書において明らかにすること。(防衛省)

目標の達成度合いの判定方法・基準を評価書において明らかにすること。(内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、環境省及び防衛省)

予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を評価書において明らかにすること。(内閣府、公正取引委員会、総務省及び厚生労働省)

目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策を評価書において明らかにすること。(内閣府及び警察庁)